

学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 学校教育法の一部改正

### 一 義務教育学校

#### 1 義務教育学校の創設

新たな学校の種類として、義務教育学校を設けること。（第一条関係）

#### 2 義務教育学校の目的及び目標

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとする。 （第四十九条の二及び第四十九条

の三関係）

#### 3 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

義務教育学校の修業年限は、九年とし、前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分すること。（第四十九条の四及び第四十九条の五関係）

#### 4 前期課程及び後期課程の目標

義務教育学校の前期課程における教育は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとし、義務教育学校の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとする。 (第四十  
九条の六関係)

#### 5 義務教育学校の教育課程

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、2及び4に従い、文部科学大臣が定めるものとする。 (第四十九の七関係)

#### 6 その他

義務教育学校に係る設置廃止の認可、就学義務、設置義務の履行及び高等学校の入学資格等所要の規定を整備すること。 (第四条、第十七条、第三十八条及び第五十七条関係等)

二 高等学校等の専攻科を修了した者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができるものとする。 (第五十八条の二関係)

第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小学校又は中学校と同等の標準を定めること等。 (第三条、第六条から第九条まで及び第十五条関係)

第三 市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の一部改正

一 市町村立学校職員給与負担法

市町村立の義務教育学校の教諭等の給料その他の給与等を、都道府県の負担の対象に加えること。 (

第一条関係)

二 義務教育費国庫負担法

市町村立の義務教育学校の教職員の給与及び報酬等に要する経費を、国庫負担の対象に加えること。

(第二条関係)

第四 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正

公立の義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築及び公立の義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費等を国庫負担の対象に加えること。（第三条関係）

第五 教育職員免許法の一部改正

一 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならぬものとする。（第三条関係）

二 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるとすること。（附

則第二十項関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、二の規定は公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

二 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律に施行前においても行うことができ

ることとする事。 (附則第二条関係)

第七 関係法律の一部改正等

その他関係法律の一部を改正すること。

(附則第四条から第二十条まで関係)